

# 会報

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会  
〒277-0023 柏市中央1-1-1  
TEL 04-7163-3393  
FAX 04-7166-6629  
(発行人) 会長 小田山 博史  
(編集) 広報 委員 会  
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好永  
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail [kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp](mailto:kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp)

## 柏税務署人事異動速報



嘉納治五郎先生之像

## 第38回通常総会開催

柏法人会

於 ザ・クレストホテル柏



◀銅像からの我孫子の眺め  
東屋には先生の言葉が掲げられている

会員数/千葉県36,169社

柏法人会4,156社 (令和2年6月末日)

### ■表紙解説

#### 嘉納治五郎先生之像

嘉納治五郎(1860-1938)は柔道の先生として有名ですが、東洋初の国際オリンピック委員として、柔道のみならず他のスポーツや教育の発展にも寄与した人物であります。

我孫子には1911年に別荘「臨湖閣」を設け、民芸運動の創始者で甥の柳宗悦を我孫子に呼び寄せ、後に柳は志賀直哉を呼びました。「白樺派」として知られる文人たちが我孫子に集まったきっかけを作ったのが嘉納治五郎です。

我孫子にゆかりの深い嘉納の多大な功績をたたえ、その偉業および我孫子との絆を後世に伝えていくために別荘地跡に銅像が建立されました。銅像は彫刻家、朝倉文夫氏が製作した和服姿の立像で、南側に広がる手賀沼を眺めるように建立されています。講道館や台東区役所などと同じ型から作られた銅像があり、我孫子市は7か所目になります。

令和2年は嘉納治五郎誕生150年、我孫子市制50周年にあたる節目の年であり、その年に建立されたことは大変意義深いのです。

銅像の建立は、我孫子の文化を守る会を中心に、会の呼びかけに応じた市民有志の寄付により実現いたしました。

10 (場所) 嘉納治五郎別荘跡地  
(天神山緑地) 我孫子市緑1-

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

柏法人会会員

# よつば総合法律事務所の 法律広場



問 先日、弊社の従業員が勤務中に怪我を負ってしまいました。現在その従業員は怪我のため休職していますが、休職期間も長期におよびそうです。従業員からは生活が厳しいので、会社に対して金銭的な補償をきちんとしてほしいと言われました。その従業員の不注意も重なって事故が起こったのですが、会社としてはどのように対応すればよいのでしょうか？

答 怪我をした従業員に過失があったとしても、業務中の事故ですので、労災保険の対象となります。そのため、通常従業員が労災を申請する際には会社は協力をすることとなります。また、治療が終わった際には、労災による給付対象外の慰謝料や、一部しか給付がない休業補償の差額等について、従業員から請求を受ける可能性があります。

## 1 労災事故とは

労災保険は、「業務上の事由」または「通勤」による労働者の負傷、疾病、障害または死亡について、所要の保険給付を行います。労働者を1人でも使用する事業所は、一部の例外を除き、労災保険の対象となります。「業務上の事由」にあたるかどうかは、主に使用者の支配下にあるかどうか（業務遂行性）、使用者の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと認められるかどうか（業務起因性）から判断されます。例えば、作業の準備・後始末中の事故や、休憩時間中ではなく作業中にトイレにいくときに生じた事故も含まれます。また、労働者に過失があっても保険適用があります。

## 2 労災で支払われるもの

労災では、例えば、症状固定（一般的な医療を行ってもその医療効果が期待できない状態）までの治療費が払われます。また、休業補償は平均賃金の80%相当額（うち20%は特別支給金）が支払われます。後遺障害が残存し等級が認定されると障害補償が給付され、一定の障害で介護を受けている場合には介護補償が給付されます。

## 3 労災で支払われないもの

一方、労災で支払われないものの主なものとしては、慰謝料が対象外となっています。また、休業補償も全額は支払われません（特別支給金20%は考慮されないため、会社は40%の支払義務を負う可能性があります。）。そのため、会社に安全配慮義務違反等が認められ損害賠償責任を負う場合は、従業員から賠償請求を受ける可能性があります。

## 4 まとめ

今回は、労災事故の話をしました。が、そもそも労災事故が発生しないことがベストです。

しかし、労災事故となるものには様々な場合があります。例えば、最近では、新型コロナウイルスに感染して労災認定がされたケースがありました。また、うつ病等の精神疾患等の場合は、休業が長期化することもあり、またパワハラ等も問題になることがあります。従業員が死亡し、過労死(自殺、心疾患等)として労災認定されると損害賠償の金額が多額になるだけでなく、会社の評判にも影響が及ぶ可能性もあります。

そのため、まずは日ごろから労災事故が発生しないように、業務フローをみなおし必要な安全対策を行うことや、従業員の勤務時間を管理し長時間の残業が発生していないかどうか、また過大な精神的ストレスをかかえていないか等の職場環境にも注意していき、働く従業員の安全を確保する必要があります。

残念ながら労災事故が発生してしまった場合には、会社では様々な対応をしなければならない可能性があります。例えば、使用者は業務上の事故の場合、原則として負傷した従業員を休業期間とその後30日間は解雇できません。また、治療終了後に損害賠償請求を受ける可能性もあり、賠償金額や過失割合等で合意ができないと訴訟になることもあります。特に初期対応を誤ると、長期化し金銭的リスクも上がるだけでなく、会社の評判や他の従業員の士気も下がってしまう可能性もあります。そのため、労災事故が発生したら専門家等に相談するなど慎重に対応していくことも有用かと思えます。



弁護士法人よつば総合法律事務所  
弁護士 小林義和

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士16名、スタッフ18名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

## 弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壱番館ビル4階

**TEL 04 - 7168 - 2300** (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <https://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎